

鳥取県情報公開条例の一部改正について

1 条例の改正理由

社会経済活動や行政施策の広域化、交通通信網の発達等により県政に関する情報を必要とする者が県の区域内に住所を有する者等（以下「県民等」という。）に限定されなくなっていること等にかんがみ、県民等以外のものも開示請求ができることとし、開かれた県政のより一層の推進を図る。

2 条例の概要

- (1) 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求できることとする。
- (2) (1)に伴い、県民等以外のものからの開示申出に係る規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金の活用により、介護施設の開設準備に対する支援に係る事業を実施することとなったことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置目的に介護施設の開設準備に対する支援に関することを加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民の利便性の向上及び行政事務の合理化を図るため、県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務又は県が市町村から住民票の写しを取得している事務について、本人確認情報を利用することができる事務に加える等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 本人確認情報を利用することができる事務として次の事務を加える。
  - ア 肥料登録の申請、登録証の書替交付、指定配合肥料の生産業者の届出又は特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務
  - イ 家畜人工授精師の免許又は免許証の書換交付若しくは再交付に関する事務
  - ウ 県税の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務
  - エ 採石業の登録又は登録変更の届出に関する事務
  - オ 用地取得に関する事務
  - カ 戦傷病者手帳の交付又は記載事項の訂正に関する事務
  - キ 砂利採取業の登録又は登録変更の届出に関する事務
  - ク 浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務
  - ケ 被爆者健康手帳の交付又は被爆者の居住地変更の届出に関する事務
  - コ 介護支援専門員の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務
  - サ 恩給の受給者への調査に関する事務
  - シ 屋外広告業の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務
  - ス 不動産取得税の課税の特例に関する事務

- (2) 本人確認情報を提供できる知事以外の県の執行機関及び当該機関の行う事務は、監査委員の住民監査請求に関する事務とする。
- (3) 知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法を定める。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

湯梨浜町及び琴浦町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、空き缶等をみだりに投棄すること等を禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、湯梨浜町及び琴浦町の区域を条例の適用除外とするよう所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 条例の規定を適用しない区域に東伯郡湯梨浜町及び琴浦町を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年11月1日からとする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を要しない小型焼却施設（以下「特定小型焼却施設」という。）の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 条例手続の対象となる施設に、特定小型焼却施設を加える。
- (2) 条例手続の対象となる行為に、処理する廃棄物の種類の変更を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行日
    - 施行日は、平成22年1月1日とする。
  - イ 経過措置
    - 所要の経過措置を講じる。
  - ウ 適用区分

施行日前にダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設の設置等の届出がされた特定小型焼却施設であって、施行日以後に当該施設の位置、構造等の変更について条例手続の終了通知を受けていないものを産業廃棄物処理施設として使用することとする場合は、条例手続の対象とする。